

広島県水道広域連合企業団管理規程第11号

広島県水道広域連合企業団契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年10月17日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団契約規程の一部を改正する規程

広島県水道広域連合企業団契約規程（令和4年広島県水道広域連合企業団管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（随意契約によることができる場合） 第 29 条 <u>地企令第 21 条の 13</u> 第 1 項第 1 号の管理規程で定める額は、別表左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額とする。 （<u>地企令第 21 条の 13</u> 第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定による随意契約の方法により契約を締結する場合の手続） 第 30 条 契約担当職員は、<u>地企令第 21 条の 13</u> 第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定により随意契約の方法による契約を締結しようとする場合は、あらかじめ、当該契約をしようとする物品又は役務ごとに、次に掲げる事項を公表するものとする。 (1) —(3) （略） 2—3 （略）	（随意契約によることができる場合） 第 29 条 <u>地企令第 21 条の 14</u> 第 1 項第 1 号の管理規程で定める額は、別表左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額とする。 （<u>地企令第 21 条の 14</u> 第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定による随意契約の方法により契約を締結する場合の手続） 第 30 条 契約担当職員は、<u>地企令第 21 条の 14</u> 第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定により随意契約の方法による契約を締結しようとする場合は、あらかじめ、当該契約をしようとする物品又は役務ごとに、次に掲げる事項を公表するものとする。 (1) —(3) （略） 2—3 （略）

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。